

規格・基準などの事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(T B T 協定)附属書 3 の L に基づくものです。〕

工業標準化法に基づく工業標準の制定について

下記のとおり工業標準化法に基づき、工業標準を制定する予定ですのでお知らせします。
ご意見のある場合は理由を付して文章でご提出下さい。

記

1 件 名

工業標準の制定について

2 工業標準の名称及び番号並びに趣旨・目的

- (1) 船舶 JIS F 2053 船舶及び海洋技術－クローズドチョック
Ships and marine technology－Ship's mooring and
towing fittings－Closed chocks

この規格の対応国際規格 ISO 13729「Ships and marine technology -- Ship's mooring and towing fittings -- Closed chocks」は、船上における曳航及び係留装置の指針を推奨する IMO.MSC/Circ.1175「Guidance on shipboard towing and mooring equipment」に基づいて制定されたものである。JIS F 2053 は ISO 13729 を翻訳し、技術的内容を変更することなく作成する規格である。この規格の制定は、クローズドチョックの海外への輸出に貢献することが期待される。本規格の制定に伴い、従来の JIS F 2005:1975「クローズドチョック」は ISO 13713:2012「Ships and marine technology -Ship's mooring and towing fittings -Mooring chock」に含まれ、ISO13713 は JIS F 2054 として制定されるため、JIS F 2005 は廃止する。

主な制定事項は、次のとおり。

①適用範囲 ②引用規格 ③用語及び定義 ④種類 ⑤寸法 ⑥材料 ⑦構造 ⑧製造及び処理 ⑨表示

- (2) 船舶 JIS F 2054 船舶及び海洋技術－係留チョック
Ships and marine technology－Ship's mooring and towing
fittings－Mooring chocks

この規格は国際規格 ISO 13713「Ships and marine technology - Ship's mooring and towing fittings -Mooring chock」を翻訳して制定する。この規格の制定により、係留チョックの海外への輸出に貢献することが期待される。なお、国内における使用実績を考慮し、係留チョックの呼び寸法について JIS 独自のサイズを追加している。

主な制定事項は、次のとおり。

①適用範囲 ②引用規格 ③用語及び定義 ④種類 ⑤寸法 ⑥材料 ⑦構造 ⑧製造及び処理 ⑨表示

- (3) 船舶 JIS F 2055 船用アルミニウム合金製クロスビット
Ship's Alminum Cross Bitts

この規格は、船用アルミニウム合金製クロスビットの種類、構造、形状及び寸法、材料を規定している。この規格によって、船用アルミニウム合金製クロスビットの設計及び工作の利便性向上が期待される。対応国際規格は制定されていない。

主な制定事項は、次のとおり。

①適用範囲 ②引用規格 ③種類 ④構造、形状及び寸法 ⑤外観 ⑥材料 ⑦検査 ⑧製品の呼び方

(4) 船舶 JIS F 7370 船舶及び海洋技術－船用青銅コック
Ships and marine technology-Bronze cocks for ships

この規格は 4 件に分かれていた青銅コックの個別製品の JIS 規格（JIS F 7343 船用青銅 20K 圧力計コック、JIS F 7381 船用青銅 5K フランジ形コック、JIS F 7387 船用青銅 16K コック、JIS F 7390 船用錠付コック）を統合して船用青銅コックの規格として制定するものである。この規格の制定により、規格利用者の利便性向上が期待される。対応国際規格は制定されていない。この規格の制定と同時に、JIS F 7343 船用青銅 20K 圧力計コック、JIS F 7381 船用青銅 5K フランジ形コック、JIS F 7387 船用青銅 16K コック、JIS F 7390 船用錠付コックは廃止する。

主な制定事項は、次のとおり。

①適用範囲 ②引用規格 ③種類 ④流体の状態と最高使用圧力の関係 ⑤構造、形状及び寸法 ⑥材料 ⑦検査 ⑧製品の呼び名、略号及び略号の表示方法 ⑨表示

(5) 船舶 JIS F 8103 舟艇－電気機器－リチウム二次電池を用いた蓄電池設備
Small craft - Electrical devices - Electric energy storage equipment using secondary lithium cells and batteries

小形の船舶を対象とした船舶用のリチウム二次電池の安全要求事項についての規格を制定する。既に JIS F 8102「船用電気設備－リチウム二次電池を用いた蓄電池設備」において大形船舶用リチウム二次電池についての規格が存在するが、大形の船舶と小形の船舶では設置区画や消火設備について必要とされる規格が異なるため、別個の規格として新たに小形の船舶を対象とした規格を制定するものである。この規格の制定により、船舶分野におけるリチウム二次電池の普及に寄与することが期待される。対応国際規格は制定されていない。

主な制定事項は、次のとおり。

①適用範囲 ②引用規格 ③用語及び定義 ④単電池及び電池システム ⑤蓄電池設備 ⑥設置場所 ⑦消火設備

3 施行予定日
平成 29 年 6 月以降

4 意見提出先
国土交通省海事局船舶産業課
〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
TEL (03)5253-8111 (内)43-625
TEL (03)5253-8634 (直通)
FAX (03)5253-1644

5 関連情報入手先
（一財）日本船舶技術研究協会
〒107-0052 東京都港区赤坂 2-10-9
ラウンドクロス赤坂 4 階
T E L （03）5575-6427
F A X （03）5114-8941

6 意見提出期限
平成 29 年 5 月 26 日